

20 佐 財 第 389 号
平成 20 年 10 月 27 日

各部(局、室)長 様

企画政策部長 浪川 健司

平成 21 年度予算編成方針について(依命通達)

米国のサブプライムローン問題に起因する金融市場の混乱により、世界経済は、大きな困難に直面しており、我が国経済も、その影響を受け景気の後退等、しばらく厳しい状況が続くと見込まれています。

近年、地方公共団体の財政運営は、社会保障関係費など義務的経費の増加や地方交付税改革による収入減並びに政府の経済対策により膨らんだ長期債務などにより、厳しい状況が続いており、全国知事会の試算では、このままの状況が続くと平成 23 年度には、巨額の財源不足により破たんするという厳しい状況です。今回、再び景気が後退局面に入ったことで、今後は状況が更に悪化することが危惧されます。

当市の平成 19 年度決算は、建設事業の抑制や集中改革プランによる事務事業の見直しや人件費の削減等により、前年度に続いて、実質単年度収支は黒字となりましたが、扶助費や介護保険等への繰出しの増加などにより、財政構造の柔軟性を示す経常収支比率は悪化しました。平成 21 年度は、税収が減少する一方で社会保障関係費等の増加が続くと見込まれ、現時点で試算すると 20 億円に迫る多額の財源不足が生じ、その補てんのために財政調整基金積立金が底を突く恐れもあります。

これまでも、集中改革プランなどを通じて行財政構造の見直しを進めているところですが、平成 21 年度予算の編成にあたっては、再度、事務事業の優先づけを行い、不要不急と確認された事業は延期、中止又は廃止をするとともに、市民が求めるまちづくりを実現するため市長が掲げた政策に重点化しつつ、下記により編成作業を進めるよう通知します。

記

第1 基本方針

平成 20 年度にもまして大変厳しい財政状況の中にあることから、財政の持続可能性を確保するために、経常的経費については更に厳しく見直しを図り、行政の効率化を推進するものとする。政策を推進する事業については、平成 19 年 4 月の選挙において市長がマニフェストに掲げた政策を中心に、第 3 次佐倉市総合計画後期基本計画事業の中から厳選して実施するものとする。

第2 編成作業

予算編成作業については、平成 20 年度同様に経常的な経費を義務的経費、準義務的経費、通常一般経費の 3 区分とし、臨時的な経費を政策的経費、通常特別経費の 2 区分に分類して編成作業を行うが、これまで枠配分方式により編成していた通常一般経費についても、事務コストを更に削減するため、別に通知する部(局・室)ごとの充当一般財源に係る基準額の範囲内で、予算要求を受けた後、一件査定方式により編成するものとする。義務的経費、準義務的経費については、需要見込みについて厳しく精査し、上昇率の圧縮に努める。

政策を推し進めるための経費については、後期基本計画の実施計画に基づき政策的経費として精査を行う。実施計画に未計上の臨時的経費については、通常特別経費として計上するが、法令の改正、緊急を要する修繕等不可避のものに限るものとする。

なお、予算案の決定にあたり、予算要求や見積の状況を随時公表するとともに、市民の意見を求め、それを参考に最終案を決定するものとする。

第3 将来債務の削減

建設事業等に係る市債については、受益と負担の均衡の点から、県知事の同意が得られる見込みのものを積極的に財源として活用するが、将来債務残高を減少させる点から、市債全体の発行総額は、公債費の元金償還金の額を超えない範囲とする。

第4 留意事項

その1. 総括的な事項

(1) 市民意見の反映

要求にあたっては、市民意識調査、佐倉市財政運営検討委員会、佐倉市補助金等検討委員会及び佐倉市行政活動成果評価懇話会からの提言並びに監査意見及び議会での審議等を踏まえて、事務事業の見直しを行うこと。なお、編成作業の過程での公表や市民の意見を求めることを念頭に、関係書類について、一層わかりやすい表現をするよう努めること。

(2) 行政サービスとしての妥当性の検証

それぞれの事業について、佐倉市市民協働の推進に関する条例の趣旨に基づき行政と市民の役割分担を再点検のうえ、本来行政が税を投入して実施すべきものか、原点に立ち返り、適切な実施主体は誰かを再検討すること。

(3) 事業の効率化

経常的経費を充てる事業等継続的な事業については、社会環境や市民ニーズが大きく変化している現状を踏まえ、集中改革プランにもとづき事業の役割や効果を勘案し、廃止、中止を含めて必要性を再度検討し、最低限必要と思われるもののみを要求すること。継続する事務事業については、生産性を高めコストの削減を図るとともに、年度経費の平準化、事業規模、実施期間の見直し等を行うこと。

(4) 予算編成におけるPDCAの強化

全ての事業について、平成19年度決算における主要施策の成果説明書及び事業成果測定等を利用し、効果を数値等により具体的に確認したうえで予算要求を行うこと、特に、新規事業、拡大部分については、想定される事業効果を明示すること。

その2. 歳入に関する事項

(1) 歳入の根幹となる市税については、税制改正の動向、経済情勢などを勘案し、適正に見積るとともに、実効性の高い徴収率向上策を企画立案し実施すること。

(2) 使用料・手数料については、市民負担の公平の観点から見直しを行うとともに、収納率向上に努めること。また、従来は無料としていたものについても受益と負担の適正の観点から、有料化についても検討すること。

- (3) 国・県支出金については、国、県の動向を十分見極め、本市のまちづくりの方向性に合致するものをよく調査し、積極的な確保に努めること。
- (4) 例えば広告収入等、創意工夫による新たな財源の確保についても検討すること。
なお、新規に開発した財源の歳入額については、原則として歳入所管部の歳出経費に充てる方針である。

その3. 歳出に関する事項

- (1) 施設の管理運営経費については、指定管理者制度の活用や民間への委託、施設の統廃合など、コストと効果の観点から根本的な見直しを図り、効率的な施設の管理運営の実現及び経費の抑制に努めること。
- (2) 情報システム経費については、利用状況、費用対効果を精査し、有効性に乏しいシステムは廃止、統合等を行い、効率的なシステム運営を図ること。
- (3) 市補助金については、平成 18 年度から設定した補助事業について、一旦白紙として、全面的な見直しを行うこと。要求にあたり平成 21 年度から平成 23 年度を期間とする補助事業計画を策定すること。
- (4) 事務費等のいわゆる管理コストとなる経費については、更に精査をし、最低限必要な経費のみを要求すること。

その4. その他の事項

- (1) 特別会計については、特別会計としての収支の均衡を確保する趣旨から保険税、保険料、使用料などの負担の適正化を図ること。
- (2) 公営企業会計については、企業性格を十分に発揮し、経営のより一層の合理化を図るとともに、独立採算の確保に努め、一般会計との経費負担区分を明確にするとともに、事業収入の確保、業務運営の合理化・健全化を図り、その事業目的を達成するように努めること。

第5 予算要求基準等

すべての予算要求は、20 佐財第 390 号「平成 21 年度予算編成事務要領について(通知)」により行うこと。